

豊かな地球環境を守る日本の協力

7月の北海道洞爺湖サミットの主要議題であった地球温暖化とも大きくかかわる問題として、生物多様性の危機が世界的に懸念されている。2010年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を名古屋市で開催する日本は、わが国の知見を生かした自然環境保全に力を入れる方針だ。地球環境を守り、持続可能な社会を築いていくための国際協力と新JICAの役割について語り合う。



黒田大三郎

環境省自然環境局長

生物多様性や環境の保全とバランスの取れた持続可能な発展を実現する支援を

地球温暖化と自然環境

草野 洞爺湖サミットでは地球温暖化、特に二酸化炭素（CO₂）排出権に議論が集中していたようでしたが、温暖化が自然環境に及ぼす影響や、自然生態系が還元されていくことが温暖化の軽減に寄与する効果も非常に大きいですね。その面があまりクローズアップされなかったのではないのでしょうか？

黒田 サミットの議長総括

は、生物多様性などについても触れているので、CO₂以外の環境問題が忘れられただけではありません。5月に神戸で開かれたG8環境大臣会合では、温暖化、生物多様性、廃棄物対策の3つが主要な議題でした。

社会」はエネルギー問題をどうするかにかかっています。20世紀、先進国は化石燃料に依存して発展してきたわけですが、いまだに燃料を木に頼っている社会が開発途上国にはあります。こういう社会への対応を考えることも大切です。

草野 CO₂排出権取引は、ビジネスと絡めないとなかなか進まないのが現実だと思いますが、都市部の特定の人々を中心の動きとなっていて、村落の人々の生活が取り残されているのではないのでしょうか。「低炭素

黒田 特に途上国では自然資源の利用と経済活動が密接に関係しています。例えば、近年はバイオ燃料の需要が高まり、森林破壊や食料問題にもつながっています。開発に際しては、まず

そこに森林があることの意味をきちんと位置付ける必要があります。あるいは、森を切り開いて高速道路を造れば、物流がよくなって経済的には発展するでしょう。だけどそれによって失う自然の恵みもあるということ等を皆が認識することが大事です。そのためには、地域の自然環境がどうなっているか調査することが求められます。開発するとき、どういう自然があるのか、何に配慮すべきかを分かっているか、取り返しのつかない事態を引き起こ

す恐れがありますから。まずは基本として地域の生物多様性の情報を整理し、守るべきところ、利用できるところを見極めながら議論を重ね、関係者の合意を形成することが大切です。

日本の知見を生かした環境協力を

草野 今、環境分野では日本の技術や経験を生かした支援が重視されていますね。

黒田 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

が、2010年10月に名古屋で開催されます。それに向けて日本はG8環境大臣会合で、「SATOYAMAイニシアティブ」を打ち出しました。日本では昔から、集落の周りの農地や森林、入会地を、住民の合意と地元のルールの下に利用し、そういう里山にしかない生態系が守られてきた。これは日本が胸を張れる経験です。COP10でも、自然環境を地域住民が管理し、そこから最大限の恵みを得ている里山の在り方を世界に発信し、定着さ

せていきたい。しかし、日本に里山をうまく使ってきた文化があるとはいえず、それを海外へ伝える人材が十分にいるわけではないので、そうした人材も育てていかなければなりません。自然環境の専門家や教育などと同時に、土木や教育などさまざまな分野の専門家の発想にも環境の視点を根付かせていきたいと思っています。

草野 途上国で環境保全を担当する行政機関の能力を高めるだけでなく、開発を担当する行政機関や地域住民を巻き込んでいくことも大事ですね。

黒田 まずは基礎的な自然環境の調査、地図化を重視すること、それとこういう分野の人材育成ですね。また協力の仕組みの中に「環境」の視点をもっと組み込んでいくことも大切です。低炭素社会、自然共生社会に向けた取り組みは、先進国だけではなく、地球全体で行わなければなりません。日本の取り組みから得られた知見を世界に発信し共有しながら、途上国が生物多様性や環境の保全とバランスの取れた持続可能な発展を実現できるよう支援していくことが重要ですね。

自然環境保全は、地球温暖化対策としても、地域住民の生活のためにも大切



草野孝久

KUSANO TAKAHISA

JICA地球ひろば所長

黒田 環境省がお手伝いしているJICAの事業には、地理情報システム（GIS）を活用した生物多様性の情報を保全に生かすための研修や、生態系の管理を学ぶ研修などがあります。湿地保全やサンゴ礁保全の研修は特に人気があります。今後は、途上国での意思形成の中で、研修の知見をもっと役立てていくために、政策決定のメカニズム

CHECK! 日本が世界に発信する「SATOYAMAイニシアティブ」

日本はCOP10に向けて、里山のような自然共生型の自然資源管理をモデルとして生物多様性の保全と持続可能な利用を促進する「SATOYAMAイニシアティブ」を打ち出している。国内では里地里山の保全再生活動を実施していくとともに、世界各地に存在する自然共生の知恵や伝統、自然資源の持続的な利用形態、社会システムを調査する。また、主に途上国で自然共生社会を形成するための指針を策定し、その基本的な考え方を広く定着させるための共通原則を制定。これに基づく国際的な枠組みへの参加を世界に呼び掛け、多様な生物が生息する自然共生社会を地球全体で実現することを目指す。

CHECK! 生物多様性条約と2010年に名古屋で開催されるCOP10

生物多様性条約は1992年の国連環境開発会議（地球サミット）で採択され、93年に発効。生物の多様性を「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルでとらえ、多様な生物とその生息環境の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的とする。締約国会議（COP）は2年に1度開催。今年5月にCOP9がドイツのボンで開かれ、2002年のCOP6で採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という「2010年目標」の達成に向けた取り組みの進捗状況や今後の方向性について議論された。目標年の2010年は条約にとって節目の年であり、国連は「国際生物多様性年」に定めている。この年の10月に名古屋でCOP10が開かれ、2010年目標の達成状況の検証と新たな目標の策定が議論の焦点となる予定。また、遺伝資源の提供国（主に途上国）と利用国（先進国）の間で意見が対立している、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的な枠組みも重要議題の一つだ。